施策名【商業・サービス業】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
3.力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり	2.活力と魅力があふれる商業の振興	1.商業・サービス業	(1)	商業経営基盤の確立	3211-1	商業振興事業	通常	1	中小企業振興資金利子補給金	商工振興課	商業振興労政係	
								2	商工会議所・商工会補助金	商工振興課	商業振興労政係	
								3	商業活性化事業補助金	商工振興課	商業振興労政係	
								4	地場産業振興事業補助金	商工振興課	商業振興労政係	
								5	商店街環境施設整備事業補助金	商工振興課	商業振興労政係	
								6	小規模事業者経営指導事業補助金	商工振興課	商業振興労政係	
								7	空き店舗対策事業補助金	商工振興課	商業振興労政係	
								8	佐久市地域経済循環創造事業補助金	商工振興課	商業振興労政係	
								9	佐久市これからのまちコーディネーター事業補助金	商工振興課	商業振興労政係	

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	中小企業振興資金利子補給金		
事務事業名称	商業振興事業	事務事業コード	3211-1
所　管	経済　部　商工振興　課　商業振興労政　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	利子補給金		
根拠法令等名称	佐久市中小企業振興資金利子補給金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成　17　年度（経過年数　17　年）	終期設定	(有・無)	終期	令和　4　年度
目的	商工業の振興を図るため、佐久市中小企業振興資金を借り受けた者に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市中小企業振興資金において、次の資金を借り受けた者へ対し、貸付利率の一部もしくは全部を3年間または、5年間補給する。 中小企業振興資金(店舗等設備事業分)貸付利率の1.9%の内1.6%、創業支援資金(市内の空き店舗を利用して新規開業を予定しているもの)貸付利子の1.1%の内0.8%を3年間補給する。 また、経営安定支援資金(緊急経済対策分)貸付利率を5年間借り受けた者へ補給する(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等向け資金)。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☑ 不特定団体　☑ 個人				
	名称(個人は除く)	中小企業、個人事業主			
指標設定	設定の考え方	令和2年度の中小企業振興資金(店舗等設備事業分)と創業支援資金及び経営安定支援資金(緊急経済対策分)の9割を指標とする。		目標値	755件
	指標が数値でない場合の評価方法	―			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			839　件	1,119　件	
決算額(予算額)			57,746,591　円	80,256,945　円	92,000,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		57,000,000　円	0　円	0　円
	一般財源		746,591　円	80,256,945　円	92,000,000　円
指標	目標値	(単位)	755　件	755　件	755　件
	実績値	(単位)	839　件	1,119　件	
	達成率		111.1　%	148.2　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		－	－	－

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・商業地域等への設備投資を促す効果があった。 ・空き店舗を活用した創業に対して利子補給を行うことで、空き店舗を減らす効果があり、交付件数増につながった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急に資金を要する事業者への利子補給については依然として需要があり、行政目的達成の手段として妥当性がある。 ・交付件数が大幅に増加していることから、新型コロナ対策や、設備投資、空き店舗の減少等の目的に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間継続するが、新型コロナウイルス感染症の影響により予算の拡充が必要となる可能性がある。 ・融資のメニューについては、経済情勢等を反映させるため1年ごとに見直しており、メニューに連動して利子補給を行っているため終期を1年ごととしている。良い成果が得られるよう制度のあり方について引き続き見直しを図っていく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	―
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	―
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	商工業振興事業（商工会議所・商工会運営事業）補助金		
事務事業名称	商工振興事業	事務事業コード	3211-1
所　管	経済　部　商工振興　課　商業振興労政　係		

2　補助金等の概要（Plan）

区分	市単独補助金（施策推進型補助金）	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成　17　年度（経過年数　17　年）	終期設定	（有・(無)）	終期	令和　年度
目的	商業振興のための各種事業を行う商工会議所等の補助				
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）	各商工会議所・商工会総事業費30％以内で商工団体からの要望額と市による算出額を比べ、低い額で決定し補助。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体（市が事務局となっているもの）　☑ 特定団体（市が事務局となっていないもの） ☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称（個人は除く）	佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会			
指標設定	設定の考え方	―		目標値	―
	指標が数値でない場合の評価方法	各商工団体からの完了報告により商業振興に寄与するための事業が行われているか活動内容を確認する			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			4　件	4　件	
決算額（予算額）			9,689,200　円	9,638,200　円	9,648,400　円
財源内訳	特定財源（国・県等支出金）		0　円	0　円	0　円
	一般財源		9,689,200　円	9,638,200　円	9,648,400　円
指標	目標値	（単位）	－	－	－
	実績値	（単位）	－	－	
	達成率		－　％	－　％	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		市内商業振興に寄与するイベントや取り組みが各商工団体によって企画され行われた	市内商業振興に寄与するイベントや取り組みが各商工団体によって企画され行われた	市内商業振興に寄与するイベントや取り組みが、各商工団体の企画により実施される

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	本補助金により、商工団体の安定的な運営が行われている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	―
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	―
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤当補助金は佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付を行っており、他の補助制度の規定もあるため、一律に終期を定めることは難しいが、各補助制度において適宜見直しを図っている。
　市単独補助金は、原則として終期の設定が必要とのことから、今後、終期を具体的に定めると共に、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	商工業活性化事業補助金		
事務事業名称	商工振興事業	事務事業コード	3211-1
所　管	経済　部　商工業振　課　商業振興労政　係		

2　補助金等の概要（Plan）

区分	市単独補助金（施策推進型補助金）	種別	事業費補助金（イベント開催等補助金）		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成　17　年度（経過年数　17　年）	終期設定	（有・(無)）	終期	令和　年度
目的	商工団体又は商工業者自らの活性化				
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）	●まちおこし事業　商店街の活性化のために開催する誘客イベント、装飾（イルミネーション、ライトアップ等）等に要する経費　対象経費の30%以内　限度額30万円　ただし、対象経費は20万円以上とし、同一内容の事業を継続して実施する場合は、3年間を限度とする。 ●セミナー事業　まちづくりのための研修会、講習会等の開催に要する経費　対象経費の30%以内、限度額10万円				
交付対象者、団体	☐ 特定団体（市が事務局となっているもの）　☑ 特定団体（市が事務局となっていないもの） ☑ 不特定団体　☐ 個人				
	名称（個人は除く）	市内商工団体、一定数以上の事業者により構成された団体			
指標設定	設定の考え方	－		目標値	－
	指標が数値でない場合の評価方法	各申請者による完了報告より、イベント等実施以前に比べての商業環境の変化を確認し、評価を行う。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			3　件	6　件	
決算額（予算額）			607,000　円	1,195,000　円	4,700,000　円
財源内訳	特定財源（国・県等支出金）		0　円	0　円	0　円
	一般財源		607,000　円	1,195,000　円	4,700,000　円
指標	目標値	（単位）	－	－	－
	実績値	（単位）	－	－	
	達成率		－	－	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		各申請者により、商業環境向上に寄与するイベント等が行われた。 しかし、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により内示に対し申請を辞退する団体が多数であった。	各申請者により、商業環境向上に寄与するイベント等が行われた。 しかし、令和3年度については、新型コロナウイルスの影響により内示に対し申請を辞退する団体が多数であった。	－

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	本補助金により、市内各所で商店街の誘客につながるイベントや装飾が行われている。 令和3年度については、新型コロナウイルスの影響によりイベント等を実施することが難しく内示に対し申請を辞退する団体が多数であった。しかし、代替イベントを企画し本補助金を活用する団体もあった。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、終期にとらわれず、社会情勢等の変化等に応じた支援が必要な場合には、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤当補助金は佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付を行っているが、同規則には複数の補助制度が含まれていることから、一律に終期を定めることは難しい。しかしながら、それぞれの補助制度について適時見直しを行う必要があることから5年を目安に見直しを行う。

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	地場産業振興事業補助金		
事務事業名称	商工振興事業	事務事業コード	3211-1
所　管	経済　部　商工振興　課　商業振興労政　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成　17　年度（経過年数　17　年）	終期設定	(有 ・ (無))	終期	令和　年度
目的	佐久市内の魅力ある地場産品の販路の拡大、積極的なPRを支援するため				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	物産展への出展費用(出展料、装飾料、輸送費、旅費、宿泊費、雑費など) 定額　200，000円				
交付対象者、団体	☑ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	佐久物産振興会			
指標設定	設定の考え方	友好都市等のイベントへの参加をし佐久市の地場産品のPRを活動の中心としているため、例年友好都市で行われるイベント数を基に参加目標数を設定。		目標値	15回
	指標が数値でない場合の評価方法	–			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			1　件	1　件	
決算額(予算額)			200,000　円	200,000　円	200,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		200,000　円	200,000　円	200,000　円
指標	目標値	(単位)	15　回	15　回	15　回
	実績値	(単位)	6　回	18　回	
	達成率		40.0　%	120.0　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		清水港興津フェア、岡崎市農林業祭、産業フェアしずおか、佐久市ミニ農業祭マーケット、のしろ産業フェアなど	清水港興津フェア、岡崎市農林業祭、産業フェアしずおか、清水港マグロまつり、佐久市ミニ農業祭マーケット、など	–

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・佐久市の各友好都市へ出展し、佐久市の特産品をPR・販売することで、佐久市の地場産品の販路拡大等に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	◎		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	地域の特産品などの販路拡大等の支援として、佐久物産振興会への定額補助を実施しているが、地場産業の振興に対する財政支援のあり方を視野に入れ、補助金ではなく負担金や委託料として交付するよう切り替えを検討する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	―
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	―
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	×

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤当補助金は佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付を行っており、他の補助制度の規定もあるため、一律に終期を定めることは難しいが、各補助制度において適宜見直しを図っている。
　市単独補助金は、原則として終期の設定が必要とのことから、今後、終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでにニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。
　また、当補助金は補助金以外の制度への見直しも検討している。
⑫（オ）物産振興会規約により事務局を佐久市商工振興課に置き庶務を処理している。本会は、会員相互の発展を図るとともに佐久市の物産振興を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的に、佐久市内に生産・製造拠点を有する農林水産物の生産者又は加工品若しくは工芸品の製造業者で構成されているため、会員が本来の事業を行いつつ当会の事務処理を行うことが難しいため引き続き佐久市商工振興課に事務局を置く。

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	商店街環境施設整備事業		
事務事業名称	商工振興事業	事務事業コード	3211-1
所　管	経済　部　商工振興　課　商業振興労政　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成　17　年度（経過年数　17　年）	終期設定	(有 ・(無))	終期	令和　年度
目的	商店街の環境施設を整備することにより、商店街の誘客・にぎわいの創出につなげることを目的とする。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	商店街施設の修繕費、工事費、改修費 対象経費の30%以内(予算の範囲内)				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	岩村田本町商店街組合、のざわ商店街振興組合、中込商店会協同組合等			
指標設定	設定の考え方	－		目標値	－
	指標が数値でない場合の評価方法	各申請者による完了報告より、環境施設整備実施以前に比べての商業環境の変化を確認し、評価を行う。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			2　件	2　件	
決算額(予算額)			242,000　円	657,000　円	2,000,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		242,000　円	657,000　円	2,000,000　円
指標	目標値	(単位)	－	－	－
	実績値	(単位)	－	－	
	達成率		－	－	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		環境施設整備実施により、商店街等の環境が改善され、集客力の増加等の商業環境の向上が見られる。	環境施設整備実施により、商店街等の環境が改善され、集客力の増加等の商業環境の向上が見られる。	各申請者による完了報告より、環境施設整備実施以前に比べての商業環境の変化を確認し、評価を行う。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	年度により、交付件数に波があるが、商店街等の環境改善のため、前年度に提出された要望調書に基づき、適切に商店街の環境整備事業が行われている。 また、近年、商店街等の老朽化により緊急性のある環境整備が行われる際に活用されている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・それぞれの商店街等の老朽化や環境美化の状況把握を適切に行うことにより、緊急的な事業にも対応できるよう予算措置を講じる。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤当補助金は佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付を行っており、他の補助制度の規定もあるため、一律に終期を定めることは難しいが、各補助制度において適宜見直しを図っている。
　市単独補助金は、原則として終期の設定が必要とのことから、今後、終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでにニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	小規模事業者経営指導事業補助金		
事務事業名称	商工振興事業	事務事業コード	3211-1
所　管	経済　部　商工振興　課　商業振興労政　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せあり)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則			法令種別	規則
始期	平成　17　年度（経過年数　17　年）	終期設定	(有 ・(無))	終期	令和　年度
目的	商工会議所及び商工会が行う小規模事業者に対する総合的な経営指導に対し補助金を交付することで市内商工業の発展を促すことを目的とする				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	県補助金額の1/3以内⇒県：小規模事業経営支援事業費補助金の補助額の3分の1以内 小規模事業者への総合的な経営指導に要する経費				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会			
指標設定	設定の考え方	－		目標値	－
	指標が数値でない場合の評価方法	小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われる。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			4　件	4　件	
決算額(予算額)			24,547,000　円	25,313,000　円	28,000,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		24,547,000　円	25,313,000　円	28,000,000　円
指標	目標値	(単位)	－	－	－
	実績値	(単位)	－	－	
	達成率		－	－	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われていた。	小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われていた。	小規模事業者に対し経営指導員による経営指導が行われる。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	県・市補助金により佐久商工会議所及び市内3商工会において、総合的な経営指導が行われている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤当補助金は佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付を行っており、他の補助制度の規定もあるため、一律に終期を定めることは難しいが、各補助制度において適宜見直しを図っている。
　市単独補助金は、原則として終期の設定が必要とのことから、今後、終期を具体的に定めると共に、上乗せを行う県の補助金の動向等を注視し、制度のあり方について見直しを行う。

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	佐久市空き店舗対策事業補助金		
事務事業名称	商工振興事業	事務事業コード	3211-1
所　管	経済　部　商工振興　課　商業振興労政　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市空き店舗対策事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成　26　年度（経過年数　8　年）	終期設定	(有 ・(無))	終期	令和　年度
目的	市内空き店舗の解消と市内商工業者の商業環境の向上を図り、また、創業支援を目的とする				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	空き店舗等の改修に要する経費、空き店舗等の賃借に要する経費 改修費：対象経費の30パーセント以内　限度額100万円 家賃：対象経費の30パーセント以内　限度額3万円(月額)				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☑ 不特定団体　☑ 個人				
	名称(個人は除く)	－			
指標設定	設定の考え方	空き店舗対策事業をを活用した創業件数を「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基に設定		目標値	新規：5件
	指標が数値でない場合の評価方法	－			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			新規：16　継続：37　件	新規：21　継続：43　件	
決算額(予算額)			18,700,000　円	22,550,000　円	23,000,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		18,700,000　円	22,550,000　円	23,000,000　円
指標	目標値	(単位)	5　件	5　件	5　件
	実績値	(単位)	16　件	21　件	
	達成率		320.0　%	420.0　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		－	－	－

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	◎	左記の理由、課題等	・実績値は高い水準で推移しており、行政目的を達成するための手段として妥当性がある。 ・目標を達成しており、市内各所にて空き店舗の解消の実績があることから、一定の効果が得られていると考えられる。
	有効性	◎		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の1つとして、店舗の増加により市内経済の活性化が認められることから、当面の間現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤市単独補助金は原則終期の設定が必要とのことから、今後、終期を定めるとともに、補助金を活用した店舗の現状や、交付実績などを分析し一定数以上の効果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	佐久市地域経済循環創造事業補助金		
事務事業名称	商業振興事業	事務事業コード	3211-1
所　管	経済　部　商工振興課　課　商業振興労政　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	ー		
根拠法令等名称	佐久市地域経済循環創造事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	令和　元　年度（経過年数　3　年）	終期設定	(有 ・ (無))	終期	令和　年度
目的	国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知)に基づく先進的かつ持続可能な事業に取り組む民間事業者に対し、補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	事業を行うにあたり必要な施設整備費、機械装置費、備品費を補助対象経費とし、補助対象経費から金融機関等の融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を差し引いた額を補助する。補助(交付)率:国1/2、市1/2(重点事業は国10/10)				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☑ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	法人格を有し、先進的かつ持続可能な事業を立ち上げる予定の民間事業者			
指標設定	設定の考え方	－		目標値	－
	指標が数値でない場合の評価方法	民間事業者から活用したい意向があった場合(補助対象事業があった場合)に、当該年度において補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			2　件	1　件	
決算額(予算額)			23,333,000　円	41,860,000　円	0　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		11,666,000　円	20,930,000　円	0　円
	一般財源		11,667,000　円	20,930,000　円	0　円
指標	目標値	(単位)	1　件	1　件	1　件
	実績値	(単位)	2　件	1　件	
	達成率		100.0　%	100.0　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		補助対象事業2件(SAKU-ORIプロジェクト(古民家機織り里山体験プロジェクト)、循環型醸造事業～Ferment Base)について補助金を交付した。	補助対象事業1件(生産性の向上や、農業技術の継承・発展等に繋げるためのデジタル技術を駆使した新しい観光農園の体現)について補助金を交付した。	民間事業者から活用したい意向があった場合(補助対象事業があった場合)に、当該年度において補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・今後の人口減少に伴う自治体の財政悪化を見据え、本来は行政が行うべき地域の課題を、民間事業者の立ち上げを支援し、民間主導で地域の金融機関との連携の中で利益と雇用を生み出しながら、解決していく仕組みづくりは必要 ・民間事業者が立ち上げた事業の採算性等の課題があるが、コロナ禍の中、プラス収支で終えることが出来ている。(体験型宿泊事業～KURABITO STAY～)
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・地場産品や観光振興、経済の活性化等に取り組む地元密着型の事業者の立ち上げを支援することは、地域課題解決と雇用創出の面において大変有益であるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・民間事業者が立ち上げた事業の採算性については、融資を行う金融機関等の助言のもと、計画段階から収支計画書を精査し、事業として成立するか十分に検討を行う。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国の制度改正に合わせて、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	―
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	―
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	―
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	佐久市これからのまちコーディネーター事業補助金		
事務事業名称	商業振興事業	事務事業コード	3211-1
所　管	経済　部　商工振興課　課　商業振興労政　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市これからのまちコーディネーター事業補助金交付要領	法令種別	要綱		
始期	令和　3　年度（経過年数　1　年）	終期設定	(有 ・(無))	終期	令和　年度
目的	大型店の台頭・EC販売の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた各商店街が抱える諸課題について解決するためのコーディネーターの配置を行う商工団体に対し、補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	コーディネーター設置等に要する人件費、旅費、交通費を補助対象経費とする。補助率：定額（予算の範囲内）				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会			
指標設定	設定の考え方	－	目標値	－	
	指標が数値でない場合の評価方法	完了報告により事業目的に寄与するための事業が行われているか活動内容を確認する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			－ 件	1 件	
決算額(予算額)			－ 円	5,000,000 円	5,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		－ 円	0 円	0 円
	一般財源		－ 円	5,000,000 円	5,000,000 円
指標	目標値	(単位)	－ 件	1 件	1 件
	実績値	(単位)	－ 件	1 件	
	達成率		－ %	100.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		－	コーディネーターにより、各商店街が抱える諸課題について共有された。	コーディネーターにより、各商店街が抱える諸課題を共有し、解決につなげていく。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・本市においては都市構造上中心部がなく、これまで昭和の旧町村を軸に発展してきた各商店街が個々に行ってきた施策の課題共有をするためのコーディネーターは必要 ・経済情勢が不透明ななか、今後の商店街のあり方を含めた各商店街が抱える課題解決につなげるためのコーディネーターの設置は有効
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	―
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤補助制度において適宜見直しを図っている。開始してから間もないこともあり、当面の間、現行どおり継続するが、5年を目途に終期を具体的に定めると共に、自主財源の確保や効果的な事業が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

⑧本事業はこれまで行われなかった市全体の商店街の課題を一元的に共有・解決へとつなげるコーディネーターの設置であり、重点的に実施したい新たな事業であること、また、補助額を定額（予算の範囲内）とすることで、総事業費に対する補助割合を全額補助とならないよう調整し、実質的には2分の1に近い補助率となっている。（令和3年度実績：総事業費8,500,000円、補助金額5,000,000円、割合58.8%）開始してから間もないこともあり、当面の間、現行どおり継続するが、より効果的な事業が行われるよう随時補助率を見直していく。